

ドーロガード薄層舗装工法用床版防水材

ドーロガードSW - A

ドーロガードSW - Aは、橋面舗装にドーロガード薄層舗装材を使用する場合に用いる床版防水材です。

特徴

- ・ドーロガード薄層舗装工法に防水層を付与できます。
- ・ドーロガード薄層舗装工法の材料(プライマー、樹脂モルタル)と同じメタクリル(MMA)樹脂系を使用している為、接着が良好です。

用途

道路橋・歩道橋のコンクリート床版、鋼床版の防水材として

注)ドーロガード薄層舗装専用の床版防水材です。アスファルト舗装やコンクリート舗装には適応できません。

物性データ

(公社)日本道路協会発行 道路橋床版防水便覧の基本照査試験を参考に実施

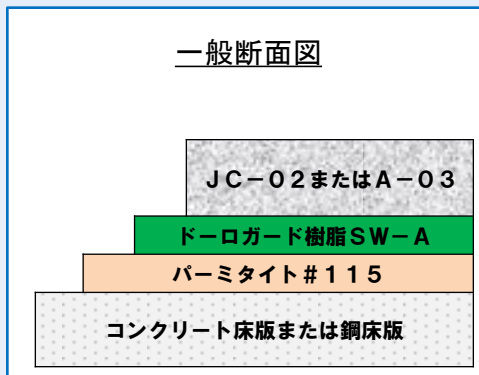
試験項目	試験温度	測定値※1		合否判定の目安※2
		舗装材(樹脂モルタル)種類		
		ドーロガードJC-02	ドーロガードA-03	
防水性試験 I	23℃	0.1 ml	0.1 ml	減水量0.2ml以下
ひび割れ追従性試験 II	-10℃	2.1 mm	2.1 mm	追従限界ひび割れ幅0.3mm以上
引張接着試験	23℃	1.3 N/mm ²	1.8 N/mm ²	強度0.6N/mm ² 以上
	-10℃	1.6 N/mm ²	1.8 N/mm ²	強度1.2N/mm ² 以上
せん断試験	23℃	2.9 N/mm ²	1.5 N/mm ²	強度0.15N/mm ² 以上
		2.8 mm	2.6 mm	変位量1.0mm以上
	-10℃	7.0 N/mm ²	4.4 N/mm ²	強度0.8N/mm ² 以上
		2.1 mm	1.9 mm	変位量0.5mm以上
水浸引張接着試験	23℃	123 %	67 %	水浸前の50%以上
耐薬品性試験 飽和水酸化カルシウム 3%塩化ナトリウム	23℃	異常なし	異常なし	異常のないこと

※1 上記の測定値は保証値ではありません。

※2 (参考)道路橋床版防水便覧の基本照査試験の合否判定の目安

標準仕様

標準仕様		
下地種類	コンクリート床版	鋼床版
プライマー	パーミタイト#115 標準塗布量0.3kg~/㎡	パーミタイト#115 標準塗布量0.2kg/㎡
防水材	ドーロガード樹脂 SW-A※2 標準使用量1.0kg/㎡	
舗装材 (樹脂モルタル)	ドーロガードJC-02 ドーロガードA-03	ドーロガードA-03



※2 着色剤(MRTトナー)で着色します。勾配がある場合は、専用のダレ止め材を使用します。各工法詳細は施工要領書にてご確認ください。

施工手順



■ドーロガードの施工・取扱い及び保管上の注意点

- 「ドーロガード工法」で使用するメタクリル樹脂液は、メタクリル酸メチル(MMA)を主成分とする反応性の材料で、消防法の第4類第一石油類に該当する危険物の為、保管、取り扱いには、十分注意してください。また、保管等は消防法で規定されておりますので、必ず厳守してください。
- 使用前には施工要領書、取扱説明書やSDSをよく読み、理解するまで取り扱わないでください。
- 各ドーロガード樹脂液には、硬化させる為に硬化剤、促進剤等が必要です。また、下地温度により添加量が異なります。
- ドーロガード コンクリート床版補修工法(不陸修正工法、断面修復工法)、薄層舗装工法についての詳細は、個別資料を参考にしてください。
- 材料を取扱う時は保護手袋(耐溶剤性・耐油性手袋等)、保護眼鏡(ゴーグル等)及び保護マスク(防毒マスク等)の保護具を正しく着用してください。
- 材料の取扱い時及び保管場所は火気厳禁です。常に消火器を準備してください。また、硬化剤は衝撃も与えないでください。
- 樹脂は消防法の危険物第4類第1石油類(非水溶性)に該当します。消防法で定められた取扱い・保管をしてください。
- 樹脂液等を取り扱うときは、局所排気等により十分喚起を行ってください。
- 樹脂缶を開けて、ミキサー等で均一になるまで攪拌して使用してください。
- 粘度調整のためラッカーシンナー等の洗浄溶剤等が混ざると硬化不良や物性低下等の原因となりますので混入させないでください。
- 硬化剤投入後の樹脂缶は放置せず、直ちに使用してください。容器中などで硬化させると反応熱で非常に高温となり、刺激臭を有する白煙が生じる場合があります。また、火傷の危険性もあります。従って、取扱者及び第3者に影響を及ぼさないところに仮置きするなど適切な管理をしてください。
- 樹脂液等が、皮膚に付着した場合は、石鹸を用いてよく洗ってください。また、医師の手当て、診断を受けてください。
- 樹脂液等が、万が一、眼に入った場合は、絶対にこすらないで、直ちに15分上下洗眼し、医師の手当てを受けてください。
- 残った材料を流しや排水溝に流さないでください。環境に放出しないでください。
- 材料を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を得た産業廃棄物処理業者に内容を明示して処理を委託してください。
- 硬化剤(過酸化ベンゾイル(純度50%品))は消防法の危険物第5類2種に該当します。消防法で定められた取扱い・保管をしてください。
- 硬化剤に硬化促進剤/重金属類/酸/アルカリ/アミン類/酸化還元物質が混入や接触をしないように、取扱い・保管をしてください。
- 樹脂液等は35℃以下の冷暗所に保管してください。直射日光、高温下や水濡れは避けてください。
- 樹脂液の保存期間は、冷暗所で6ヶ月です。(未開封時)
- 関係者以外が取扱えないように、施錠するなど十分管理してください。

■取扱会社

ベルテクスグループ
VERTEX 株式会社 ホクコン

本社 〒918-8152 福井県福井市今市町66-20-2
TEL.0776-38-3800 FAX.0776-38-0255

大阪 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-13-9
TEL.06-6309-5000 FAX.06-6309-5200
<https://www.hokukon.co.jp>

■製造・販売元

株式会社 菱 晃 ケミカル製品事業部
アクリシラップ部

本社 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1
TEL.03-5651-0656 FAX.03-5651-0055

大阪 〒530-6040 大阪市中央区伏見町4-1-1
TEL.06-7663-8302 FAX.06-7663-8391
<https://www.kkryoko.co.jp>